

随意契約理由書

担 当 課
図書館

契約内容	契約件名	館山市電子図書館サービス導入業務委託
	業務概要	本業務は、館山市に電子書籍を導入することで、市民の図書館に対する利便性の向上、職業や学業のために来館が困難な利用者に対する利便性の向上、将来の多言語社会の対応等の目的のために、館山市電子図書館を開設するにあたり、その基幹となる電子図書館システムの導入等を行うものである。
	契約金額	金2,499,758円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和2年12月25日
	契約期間	令和2年12月25日 ～ 令和3年3月31日
	契約の相手	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 株式会社メディアドゥ
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>電子図書館システムを提供する業者は複数あるが、それぞれ導入経費・システム維持費・電子書籍の利用形態が異なっており、単純に価格のみでは比較できないため、各事業者による創意工夫等を総合的に評価する「公募型企画提案（プロポーザル）方式」により業者を選定した。2者から企画書等の提出があり、審査委員会を開催し、提案内容の審査を行った結果、上記事業者が最も高い点数を獲得し、委託先として適当であると判断されたため、業務を委託するものである。</p>		